

よくある質問

No	新規or既存	質問	回答
1		JPKI認証方式の根拠、条例利用が不要な理由(利用者証明用電子証明書の有効性検証)について、法令上の根拠を教えてください。	『電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律』が根拠となります。 公的個人認証の利用者証明用電子証明書を活用した証明書交付サービスを提供される場合、市町村において利用者証明検証者になるための協定を当機構と締結していただく必要がありますが、マイナンバー制度開始時に全市町村と協定を締結しております。 当該サービスを各市町村が提供可能とする前提として協定を締結する必要性の根拠としては、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の第36条第1項の規定に基づき、当機構に対して届出を行う必要があります。さらに同法第36条第2項に基づき、当機構との協定を締結していただくことが規定されています。 この手続きを行うことにより、各市町村が利用者証明検証者となりコンビニ交付サービスを提供する場合において、個別に条例を制定する必要がなくなります。 利用者証明検証者が利用者証明用電子証明書の有効性確認を行う根拠としては、第38条第1項の規定が該当します。
2		コンビニ交付の導入に必要な手続きを知りたい。	必要となる主な手続きは、下記のとおりとなります。 資料提供申込 J-LISのHPより資料提供申込と機密保持誓約書をご提出ください。 機密保持契約書を提出後、導入検討に必要な各種手引書や仕様書をご提供いたします。 <資料提供について> https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/cms_91522020.html 参加申込書送付及びLGWAN-ASP申請手続き サービス開始日の6ヶ月前を目処に、以下の各申込書等をご提出ください。 ・証明交付サービス参加申込書(研究開発部へ提出) ・LGWAN-ASPの接続申請(LGWAN全国センターへ提出) 事務委託契約書・協定書の締結 サービス開始日のおおよそ1ヶ月前までにJ-LISより、各契約書類を送付いたします。 詳細は、「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付(コンビニ交付)導入検討の手引き」をご参照ください。
3		LGWANに関する申請書はどこにあるのか。	J-LISのホームページ内にある、下記のLGWAN関連様式のダウンロードをお願いいたします。 当機構ホームページ トップページ -地方公共団体の皆様 -総合行政ネットワーク -LGWAN-ASP -LGWAN-ASPの各種様式 詳細は、J-LISコールセンター「LGWAN全国センター」までお問合せください。
4		証明書等自動交付事務委託契約書、協定書等の内容を事前に確認したい。	事務委託契約書・協定書等については、資料提供申込後にダウンロードできるサイトをご案内いたしますので、事前に資料提供の手続きを行ってからご確認ください。 契約等の事務手続きについては、コンビニ交付サービス開始日のおおよそ1ヶ月前までに、J-LISから各契約書類・協定書を送付いたします。 その際に手続きの詳細についても、ご案内させていただきます。

No	新規or既存	質問	回答
5		新規でコンビニ交付に参加する場合、証明発行サーバ構築費用の他に、導入に関わる費用は何があるのか。	<p>運営負担金とLGWAN-ASP接続料金()の他に、証明書交付センター及び事業者との試験を行う必要があります。そのため、工程試験会場までの旅費が発生いたします。併せて実店舗試験時にサービス開始後と同様の清算があり、交付手数料の収入と委託手数料の支出が発生いたします。</p> <p>()LGWAN-ASPの初回設置料金など接続に関する料金については、J-LISコールセンター「LGWAN全国センター」までお問合せください。</p> <p>なお、クラウド利用の場合は不要となる可能性もあるため、詳細は証明発行サーバの構築ベンダへお問い合わせください。</p> <p>参考費用については、J-LISのホームページにある「コンビニ交付導入検討の手引き」も併せてご参照ください。</p>
6		コンビニ交付参加後、証明書が追加となった場合や住所地と本籍地が異なる戸籍証明書の交付サービスを開始する場合、本サービス導入にあたり追加が必要となる費用は、証明発行サーバの構築又は改造に係る費用のみか。また、新たに証明書や事業者を追加した場合、委託手数料や運営負担金の変更は発生するのか。	<p>証明発行サーバ改造費用の他に、証明書交付センター及び事業者との試験を行う必要があります。そのため、工程試験会場までの旅費が発生いたします。併せて実店舗試験時にサービス開始後と同様の清算があり、交付手数料の収入と委託手数料の支出が発生いたします。</p> <p>なお、新たに証明書や事業者を追加されても、委託手数料及び運営負担金の変更は発生いたしません。</p>
7		各市区町村の窓口によって、証明書交付の際に年齢制限(15歳未満)を行っているが、コンビニ交付システムでは年齢制限を行う必要があるのか。また制限を行う場合、システム上どのように制限設定を行うか。	<p>交付する証明書の年齢制限要否は、各市区町村でご判断いただく事項となります。</p> <p>年齢制限やDV被害者様への交付制限を行う場合、証明発行サーバ側で利用者制限が必要となりますので、証明発行サーバの構築ベンダとご調整ください。</p>